

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モルディブ	モルディブ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	600,000千円 -----	H28.4.6 マレで (同日)	日本側 青沼健一在モルディブ大使 モルディブ側 トクニヤ・マウラム・ソウ外務大臣	H28.7.4 260号
モルディブ	地上デジタルテレビ放送網整備計画のための贈与に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の交換公文	地上デジタルテレビ放送網整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,792,000千円 H33.8.31まで	H28.10.27 マレで (同日)	日本側 遠藤和巳在モルディブ大使 モルディブ側 モハマド・アブドゥル・アジズ外務大臣	H28.11.10 433号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。